

## 令和5年第1回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年1月6日(金)午後2時00分から午後2時50分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、飯田 繁好、鈴木 好則、奥村 松市、 奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	奥村 廣二
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について
議長	新年あけましておめでとうございます。 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員については、4番、奥村廣二委員から欠席届が提出されておりますので、出席委員は、8名です。 これより令和5年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、11番奥村富雄委員、12番栗本京治委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

事務局 今月の申請は、贈与による所有権移転1件です。

事務局 受付番号1番は、塩の方と坂戸の方との間における贈与による無償移転です。

事務局 塩河地内において、譲受人は申請地の所有権の一部、2分の1を贈与により無償で譲り受けるとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、10年以上前から耕作していました。今回、譲渡人の亡き父と譲受人との間で所有権を共有にする合意がなされていたため、贈与という形での所有権移転となりました。

事務局 本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

可児委員 受付番号1番、塩河お願いします。

可児委員 農業委員7番の可児から現地確認の報告をします。

議長 塩河地内にある田で、譲受人が使用貸借権を設定して耕作をしています。譲渡人の亡き父親と譲受人との間で所有権を共有にする合意がなされていたため、贈与として所有権の一部、2分の1を無償で移転する申請で、耕作されていますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 使用貸借権を設定して耕作されているが、2分の1の所有権を取得した後に、新たに使用貸借権を設定する必要はありますか。

事務局 2分の1の所有権を取得しても、使用貸借権は継続されるため、新たに使用貸借権を設定する必要はありません。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

事務局 今月の申請は、4件です。

事務局 受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地

を一体利用して一般個人住宅の庭敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、平成14年頃から、自宅の庭として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、昭和43年3月頃から、住宅用敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

5条受付番号4番と同時申請となります。

受付番号3番は、塩の方が農地転用の許可を求めるもので、塩地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、兼山の方が農地転用の許可を求めるもので、兼山地内で、貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、平成24年頃から駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土地内の周囲は宅地化している所にある農地で、平成14年頃から自宅の庭として使用していたため始末書が提出されています。

土地改良区の同意もあり、隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。

以前より庭として使用されており、早くに転用申請させるべき案件であり、委員活動で見つけて、是正、指導することも必要であったと思います。

議長 受付番号2番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、土田の花き販売店舗北の住宅に隣接した農地を、隣接宅地と一体利用して個人住宅敷地に転用する申請です。今月の5条、受付番号4番の案件を申請する際、宅地として利用していることが判明したため、是正処置として申請されました。

昭和43年3月頃から、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されており、問題ないと思います。

議 長  
若尾委員

受付番号3番、塩をお願いします。

農業委員6番の若尾から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、塩地内、春里小学校北にある土地で、隣接地を一体利用して個人住宅を建築するとのことです。周辺に農地はありませんが被害防除策として、コンクリートブロックを設置されますので、問題ないと思います。

議 長  
三宅委員

受付番号4番、兼山をお願いします。

推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号4番は、兼山地内の土地で、平成24年頃から駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

雨水は道路側溝への排水で、周囲に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長  
委員  
議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員  
議 長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長

続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号3番及び9番の案件は、申請取り下げとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転5件、使用貸借権の設定2件、賃借権の設定1件の合計8件です。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、今渡地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

一部残る農地については、農地の形状変更、畑地転換の届出が提出されています。

受付番号3番は、申請取り下げとなっています。

受付番号4番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

昭和43年3月頃から、住宅用敷地として使用していたため、始末書が提出されています。4条受付番号2番と同時申請となります。

受付番号5番は、矢戸の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、9区画に建築条件付きで宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要で、申請済みです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号6番は、塩河の死亡者の相続人と塩河の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅及び倉庫を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、亡くなった土地所有者の財産を相続する手続きがまだですが、相続人により申請されています。

受付番号7番は、愛知県犬山市の方外1名と石井の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁及びコンクリートブロック壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要で、申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号8番は、広見の方と岐阜市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見七丁目地内で、光学機器等販売、賃借業事業所の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、取り下げとなっています。

受付番号10番は、岐阜市の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊 澤 委 員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡住吉地内の農地で、近隣事業者へ6台の駐車場として貸すための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、雨水は自然浸透で、転用されても問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、下恵土をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土地内の農地で、周囲は宅地化している地域で、一部農地を残し4棟の分譲住宅を建築する転用です。雨水は東側、土地改良区排水路への排水で、水路管理者の同意、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。西側に残る農地は、畑地転換の申請も提出され、管理されますので、問題ないと思います。

議 長

受付番号4番、土田をお願いします。

佐 橋 委 員

推進委員2番の佐橋が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田地内にあります、花き販売施設北の土地で、4条、受付番号2番で是正申請された土地の隣接地です。妻の祖父の土地に使用貸借権を設定して個人住宅を

建築する申請です。4条と同様に始末書が提出されており、転用については、問題ないと思います。

議長  
若尾委員

受付番号5番、矢戸お願いします。

農業委員6番の若尾が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、矢戸地内春里地区センター南にある農地で、9区画に宅地分譲する申請です。雨水排水は、東側土地改良区排水路で水路管理者の同意、土地改良区の同意もあり問題ないと思います。

議長  
可児委員

受付番号6番、塩河お願いします。

農業委員7番の可児が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、塩河大畑地区の農地で、事務局から説明があったとおり親族が個人住宅を建築する申請です。雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

議長  
奥村(榮)委員

受付番号7番、瀬田お願いします。

推進委員8番の奥村が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、瀬田地内の耳鼻科病院東側の農地で、8棟の分譲住宅を建築する申請です。上下水道とも整備されており、雨水排水は土地改良区排水路で水路管理者の同意、土地改良区の同意もあり、隣地所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。

議長  
樋口委員

受付番号8番、広見お願いします。

農業委員13番の樋口が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、広見小学校近くの区画整理地内の農地を、駐車場に整備する申請です。区画整理により、上下水道、道路側溝等整備されており、宅地化には問題ありません。近隣に建築された、事業所の駐車場として利用されます。

議長  
三宅委員

受付番号10番、中恵土お願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、中恵土地内の御嵩町との境にある農地を転用して、2棟の分譲住宅を建築する申請です。周囲に農地は無く、北側市道に上下水道が整備され、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。

議長  
委員

只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長

【意見・質疑なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第3号、受付番号1番、2番及び4番から8番並びに10番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第3号、受付番号1番、2番及び4番から8番並びに10番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

事務局 今月の申請は、3件です。

事務局 受付番号1番は、羽崎の方と八百津町の方との間で新規の使用貸借権の設定です。

事務局 下恵土地区内の該当農地について、令和15年1月までの10年間利用集積を図るものです。

事務局 受付番号2番は、土田の方と土田の方との間で再設定の使用貸借権の設定です。

事務局 土田地区内の該当農地について、令和10年1月までの5年間利用集積を図るものです。

事務局 受付番号3番は、西帷子の方と愛知県犬山市の方との間で新規の使用貸借権の設定です。

事務局 西帷子地区内の該当農地について、令和15年1月までの10年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号1番の案件について、現在も綺麗に耕作されていますが、借人が耕作されているのか。隣接農地所有者の中村委員にお聞きします。

中村委員 隣接地に居住している貸人の身内の方が耕作されていますが、今後は共同で耕作・管理されるようです。

議長 他に、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第4号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の内容について説明します。

事務局 今月の申請は、1件です。

事務局 この議案は、相続した農地が、農地として適正に耕作されているなど、相続税の納税猶予の適用を受ける場合の適格要件に該当し、被相続人及び相続人が適格者であることの証明を求めるものです。

事務局 受付番号1番は、被相続人の土田の方から相続人の土田の方に相続した土田地区内の該当農地については、12月27日に現地確認の結果、農地として適正に管理されていることを確認しています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。  
受付番号1番、土田お願いします。

佐 橋 委 員 推進委員2番の佐橋が、受付番号1番の案件について報告します。  
畑として耕作されていると現地確認いたしました。  
納税猶予の適格者として、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい  
ませんか。

飯 田 委 員 被相続人と相続人は同一住所地ですが、関係は何ですか。  
事 務 局 親子で、相続人は長男です。  
議 長 他に、何かご意見、ご質問はございませんか。  
委 員 【意見・質疑なし】  
議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。  
議案第5号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】  
議 長 異議ないものと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いし  
ます。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。  
はじめに、農地の適正管理の12月指導分について報告します。  
別添資料1をご覧ください。(件数1件)  
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。  
農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の12月届出分です。  
別添資料2をご覧ください。(件数1件)  
農業用施設の届出書の12月届出分です。  
届出はありませんでした。  
続きまして、12月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受  
理について、報告します。  
4件の届出がありました。  
田 9筆 9,003.56㎡ 畑 14筆 4,917.00㎡ 合計 23筆 13,920.56㎡  
それでは、今後の日程について説明します。  
次回の現地確認は1月27日の金曜日を予定しています。  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。  
また、令和5年第2回農業委員会総会は、令和5年2月2日木曜日に午後2時から庁  
舎5階全員協議会室で開催を予定しています。  
農業委員会だよりについて、2月1日に市民へ回覧予定  
1月19日開催の農業委員・農地利用最適化推進委員大会について  
現時点では開催予定、中止となれば連絡します。

議

長

これもちまして、令和5年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。